

区 長 各 位

文書 1

多治見市長 高木 貴行
(押印省略)

市政協力業務委託契約書等の作成依頼について

多治見市では自治組織と相互に連携し、協力してまちづくりを推進することを目的に各区と市政協力業務に関する契約を結び、自治組織活動費の一部を支援しています。

つきましては、手続きに必要な以下の書類を5月7日(火)までに、くらし人権課まで提出していただきますようお願い申し上げます。

記

1 提出をお願いするもの

【要提出1】市政協力業務委託契約書(2部)

＊1部(区の控え)は、市長印を押印後各区長にお返しします。

【要提出2】市政協力業務委託費前金払い請求書(1部)

【要提出3】区会計口座報告書(1部)

2 提出先 多治見市役所本庁舎 くらし人権課(1階)

3 提出期限 令和6年5月7日(火)

【配付文書一覧】

- ・ **文書1** 市政協力業務委託契約書などの作成依頼について(本書)
- ・ **文書2** 市政協力業務委託契約から完了報告までの流れ
- ・ **文書3** 市政協力業務委託契約書、前金払い請求書(同請求書内訳)の記入例
- ・ **文書4** 区会計口座の報告について(お願い)
- ・ **文書5** 市政協力業務委託契約対象事業例一覧
- ・ **文書6** 市政協力業務委託要領
- ・ **文書7** 契約書調整見本
- ・ 【要提出1】市政協力業務委託契約書・・・・・・・・・・・・・・2部
- ・ 【要提出2】市政協力業務委託費前金払い請求書(同請求書内訳)・・・・1部
- ・ 【要提出3】区会計口座報告書・・・・・・・・・・・・・・1部

市政協力業務委託契約から完了報告までの流れ

文書 2

1 各区長に今回送付した市政協力業務委託契約書等【要提出1～3】を確認

(R6. 5/7 ㄨ切)

- (1) 市政協力業務委託契約書【要提出1】・・・・・・・・・・ 2部
 - ①令和5年度に報告していただいた令和6年3月時点の町内会加入世帯数を基に金額を算定してあります。
 - ②防犯灯数は令和3年度に調査した数値を基に金額を算定（ただし、区から脱退した町内会の保有する防犯灯の数は減額）してあります。
- (2) 市政協力業務委託費前金払い請求書（同請求書内訳）【要提出2】・・・・ 1部
- (3) 区会計口座報告書【要提出3】・・・・・・・・・・ 1部

2 市政協力業務委託契約書の提出（R6. 5/7 ㄨ切）

- (1) 留意事項
 - ①契約書2部について、区長の住所や氏名等に誤りがないかを確認願います。
 - ②契約印を契約書1部につき3か所押印ください。※**文書7**契約書調整見本参照
 - ・契約書4ページの契約者氏名の欄（区長印、区長個人印どちらでも可）
 - ・割印を1部につき2か所（表面、裏面の**袋とじ目**に**一か所ずつ**押印）
 - ③作成した契約書のうち、1部は市の契約印を押印後返却します。
 - ④契約書を受け取り次第、大切に保管してください。
※ 契約書への収入印紙の貼付は不要です。

3 市政協力業務委託費前金払い請求書（同請求書内訳）を提出（R6. 5/7 ㄨ切）

同封の「**文書3**記入例」及び「**文書5**市政協力業務委託対象事業例一覧」及び「**文書6**市政協力業務委託要領」を参考にしてください。
なお、委託費の前払い時期は、令和6年6月中旬から6月下旬を予定しています。

4 市政協力業務委託費を振り込む区会計口座の振込先の報告（R6. 5/7 ㄨ切）

区会計口座に振り込む項目は、「**文書4**区会計口座の報告について」をご参照。

5 市政協力業務（区と町内会）の完了報告書を提出（R7. 3）

完了報告書の作成の際には、委託料を活用して実施した事業の開催日時、事業内容、実際に使用した金額を記入していただきます。適正に処理されていたかをくらし人権課で確認します。

(1) 作成いただく書類

- ①市政協力業務委託完了報告書（町内会用）
- ②市政協力業務委託完了報告書（区用）

記入例

文書3

別記第1号様式（第6条関係）

市政協力業務委託費前金払い請求書

多治見市長 高木 貴行 様

前金払い請求金額 金 1,038,873 円（消費税含む）

金額は記入済

内 区市政協力業務分 270,864 円

町内会市政協力業務分 768,009 円

別紙 区・各町内会市政協力業務委託費前金払い請求書内訳添付

＊委託費の前金払いを必要とする理由

下記市政協力業務の実施にあたり事前に経費を要するため。（単位 円）

市政協力業務	総事業費	前金払いを必要とする金額	業務内容
区スポーツ振興業務	500,000円	155,487円	5月中旬区ウォーキング大会開催
区各種行事業務	162,406円	162,406円	10月上旬区防災訓練開催
各町内会防犯推進業務	813,960円	406,980円	防犯灯維持管理
各町内会情報伝達業務	50,000円	50,000円	町内会班長会議開催
各町内会環境衛生業務	264,000円	264,000円	町内会地域の清掃活動
合計	1,790,366円	1,038,873円	

この欄は、市政協力業務委託要領（文書6）第3条及び第4条を参考に業務名を記入し、その横にそれぞれの総事業費と前払い必要額をご記入ください。

記入済
※合計委託金額

この欄は、区・町内会が行う各業務内容を簡潔にご記入ください。

請求年月日 令和6年4月25日

住 所 多治見市日ノ出町2丁目15番地

氏 名 第〇〇区区长 多治見 太郎

契約書と同じ印鑑
を押印ください



※ 宗教行事は市政協力業務に該当しません

区・各町内会市政協力業務委託費前金払い請求書内訳

区 ・ 町 内 会 名		請 求 金 額 (単位 円)
第	〇〇 区	2 7 0, 8 6 4 円
	〇〇町第〇町内会	3 3 5, 9 6 2 円
	〇〇町第〇町内会	1 9 1, 8 6 2 円
	〇〇町第〇町内会	2 4 0, 1 8 5 円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
	町内会	円
合 計	2 町内会	7 6 8, 0 0 9 円

区内の町内会数

委託契約書の4の委託金額（町内会分）と同じ金額（記入済み）

区 長 各 位

文書 4

多治見市長 高 木 貴 行
(押印省略)

区会計口座の報告について（お願い）

平素は、多治見市政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

市政協力業務委託費や区敬老会交付金等、市役所各課から各区へ交付金等をお支払いする際、振込とさせていただきます。

ついては、各区会計の振込先を確認させていただきたく、大変お手数をおかけしますが、別紙報告書に記入のうえ、**5月7日（火）までに提出**いただきますようお願い申し上げます。

1 提出をお願いするもの

- ・区会計口座報告書
- ・通帳の写し（表紙見開き面の名義人のふりがな等が確認できるページの写し）

2 区の会計口座への振込予定

項 目	振込時期	担当課
市政協力業務委託費	6月中旬から6月下旬	くらし人権課
青少年まちづくり活動交付金	6月中旬から7月上旬	教育推進課
区敬老会交付金	7月上旬から8月下旬	高齢福祉課
リサイクルステーション管理協力金	12月中旬から12月下旬	環境課
地域活動助成金 「日赤社資、共同募金」	12月中旬から12月下旬	福祉課 社会福祉協議会

※注意：振込時期はあくまで現時点の予定であり、前後することがあります。

【提出先】

〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所 本庁舎1階

くらし人権課 担当：水野

電話 22-1134(直通)

【要提出3】

区 会 計 口 座 報 告 書

第 _____ 区

銀 行 名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合
本店・支店	本店 / 支店 出張所
預 金 種 別	普通 / 当 座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	ふりがな

* 通帳の写し（名義人のふりがな等が確認できるページ）を添付ください。

【提出先】

〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所 本庁舎1階

くらし人権課 担当：水野

電話 22-1134(直通)

文書 6

市政協力業務委託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市政協力業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）に基づく市政協力業務の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区及び町内会の義務)

第2条 区及び町内会は、市政協力業務の受託に関し、多治見市自治組織の育成促進及び市政協力等に関する規則（平成13年規則第15号。以下「規則」という。）及び市政協力業務委託要領（以下「要領」という。）の規定を遵守しなければならない。

(区の市政協力業務)

第3条 区の市政協力業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民及び地域の情報収集、報告の取りまとめに関すること。
- (2) 市民への市政情報の伝達業務に関すること。
- (3) 防災、防火、防犯、交通安全その他の安全確保対策に関すること。
- (4) 社会福祉に関すること。
- (5) 環境衛生、青少年健全育成、スポーツ及び文化振興に関すること。
- (6) 各種行事に関すること。
- (7) その他市民生活の向上、地域の発展及び市政の円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項に関すること。

(町内会の市政協力業務)

第4条 町内会の市政協力業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民及び地域の情報収集、報告の取りまとめに関すること。
- (2) 市民への広報の配布その他の市政情報の伝達業務に関すること。
- (3) 市広報等の配布は、市広報発行日までの配布に努めること。
- (4) 防災、防火、防犯、交通安全その他の安全確保対策に関すること。

- (5) 社会福祉に関すること。
- (6) 環境衛生、青少年健全育成、スポーツ及び文化振興に関すること。
- (7) 各種行事に関すること。
- (8) その他市民生活の向上、地域の発展及び市政の円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項に関すること。

(委託費)

第5条 市は、区及び町内会に委託する市政協力業務に対し、規則の定めるところにより、次の算出根拠のとおり委託費を支払うものとする。

世帯数の根拠は、毎年前年度の3月1日現在の町内会加入世帯数とし、当該契約年度内において世帯数に増減が生じてても委託契約の変更はしないものとする。

防犯灯数の根拠は、令和3年度に町内会等から報告があった所有灯数とし、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の契約はこの所有灯数を使用する。防犯灯数の見直しは、3年ごとに実施するものとする。

(1) 区に対する市政協力業務委託費の算出根拠

①市民及び地域の情報収集、報告のとりまとめに関する業務

年間 22,800 円

②市民への市政情報の伝達業務

年間 28,500 円

③環境衛生、スポーツ及び文化振興等に関する業務

年間 7,600 円 × (区内町内会数)

④地域防犯推進業務

年間 798 円 × (区が所管する防犯灯数)

⑤その他要領に定める区市政協力業務

年間 190 円 × (区内世帯数)

(2) 町内会に対する市政協力業務委託費の算出根拠

①市民及び地域の情報収集、報告のとりまとめ業務

年間 11,400 円 × (区内町内会数)

②交通安全確保対策業務

年間 5,700 円 × (区内町内会数)

③市民への広報の配布その他の市政情報の伝達業務

年間 320 円 × (町内世帯数)

④地域防犯推進業務

年間 798 円 × (町内会が所管する防犯灯数)

⑤その他要領に定める町内会市政協力業務

年間 4,750 円 × (区内町内会数)

(3) 市政情報の伝達

市政情報の伝達については、市は主に広報たじみや多治見市公式ホームページを基本とするが、これによらないものは各町内の回覧板による伝達の方法とし、この回覧に係る事務等については、原則区及び町内会で行うものとする。

(委託費の支払方法)

第6条 市は、委託契約書に記載してある委託費を、前金払いとして毎年6月末日までに支払うものとする。ただし、市は、市政協力業務が次条の完了報告書のとおり適正に処理されていない場合は、委託費の全額又は一部を返還請求することができる。

2 各区は、市政協力業務委託費前金払い請求書(別記第1号様式)を、毎年5月末日までに市に提出するものとする。

(完了報告書)

第7条 各町内会長は、委託業務完了後速やかに、市政協力業務委託完了報告書(町内会用)

(以下「完了報告書(町内会用)」という。)(別記第2号様式)を作成し、各区の区長に提出しなければならない。

2 各区長は、前項の完了報告書(町内会用)を町内会から受領したときは、各町内の完了

報告書（町内会用）を取りまとめて、市政協力業務委託完了報告書（区用）（別記第3号様式）を作成し、前項の完了報告書（町内会用）を添付して、市長に提出しなければならない。

（市の調査）

第8条 市は、各区及び各町内会において、委託契約書に定める市政協力業務が前条に定める完了報告書のとおり適正に処理されているかを調査することができる。また、各区及び各町内会は、市の求めに応じるため出納簿、領収書等の関係書類が閲覧できるように完備しておかなければならない。

契約書調製見本
(捺印箇所確認)

文書

7

市政協力業務委託契約書

袋とじ

1. 委託業務の名称 多治見市市政協力業務委託

2. 委託業務の場所 第 ○○ 区内

3. 履 行 期 間 自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

4. 委 託 金 額 金 1, 0 3 8, 8 7 3 円

(うち取引に係る消費税の額 金 9 4, 4 4 3 円)

委託金額の内訳 (消費税含む)

区に対する市政協力業務委託費 金 2 7 0, 8 6 4 円

町内会に対する市政協力業務委託費 金 7 6 8, 0 0 9 円

区・町内会に対する市政協力業務委託費の内訳については、別紙のとおりとする。

5. 契 約 保 証 金 多治見市契約規則第30条第5号に該当のため免除

多治見市（以下「甲」という。）と第○○区（以下「乙」という。）とは、市政

協

力業務の委託について次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、

乙はこれを受託する。

- (1) 市民及び地域の情報収集、報告の取りまとめに関すること。
- (2) 市民への広報の配布その他の市政情報の伝達業務に関すること。
- (3) 防災、防火、防犯、交通安全その他の安全確保対策に関すること。
- (4) 社会福祉に関すること。
- (5) 環境衛生、青少年健全育成、スポーツ及び文化振興に関すること。
- (6) 各種行事に関すること。
- (7) その他市民生活の向上、地域の発展及び市政の円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項に関すること。

(注意義務及び委託業務)

第2条 乙は、委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(守秘義務)

第4条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(甲の解除権)

第5条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙から次条に規定する事情によらないで契約解除の申出があったとき。
- (4) 乙が暴力団排除に関する措置要綱（平成22年度告示第200号）第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(乙の解除権)

第6条 乙は、甲がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(委託費及び支払方法)

第7条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための次の各号に定める委託費を乙の請求に基づき支払うものとする。

- (1) 区に対する市政協力業務委託費
- (2) 町内会に対する市政協力業務委託費

(一 文書6 市政協力業務委託要領第3条及び第4条を参照

一)

(調査等)

第8条 甲は、乙に対し委託業務の処理状況について説明を求め、業務の実施について必要な調査及び指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 この契約締結後の事情により委託業務の内容の全部又は一部を変更する場合は、甲、乙協議の上、変更するものとする。

(業務完了報告)

第10条 乙は、委託業務完了後速やかに委託業務の成果に関し、市政協力業務委託完了報告書を甲に提出しなければならない。

(市政協力業務委託の遵守)

第11条 この契約は、第1条から前条までに定めるもののほか、別に定める市政協力業務委託要領に基づき実施するものとする。

(その他)

第12条 この契約について、甲と乙との間に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため契約書を2通作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市長 高 木 貴 行 印

乙 多治見市日ノ出町1丁目15番地

第〇〇区区長 多治見 太郎

印

記載事項に誤りがないかを確認の
うえ、押印してください
請求書と同じ印鑑